

令和2年4月28日

広島市立沼田高等学校

保護者の皆様

広島市教育委員会
広島市立沼田高等学校長

新型コロナウイルス感染拡大防止のための臨時休業について

日頃から本市教育の推進に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

本市では、5月6日（水）まで、一斉臨時休業の措置をとっておりましたが、新型コロナウイルス感染症の発生状況や本市域の状況を踏まえ、下記のとおり臨時休業期間を5月31日（日）まで延長することとしました。

つきましては、保護者の皆様には、感染防止を図ることが重要であることを御理解いただき、生徒の新型コロナウイルスの感染防止と健康管理に御留意くださいますようお願いいたします。

また、当面は、登校日についても実施しないこととし、今後、本市の感染者の発生状況等を見ながら、生徒の健康状況の把握や家庭学習の状況の確認のため、登校日の設定が可能となれば、改めてお知らせします。

なお、この度の措置につきましては、今後の感染拡大の状況等によって、変更する可能性があることを申し添えるとともに、追加のお知らせをする場合がありますのでよろしくお願いいたします。

記

- 1 臨時休業期間 令和2年4月15日（水）～5月31日（日）
- 2 対象者 全校生徒
- 3 臨時休業中の家庭学習について
各教科等の課題については、5月6日までのものを配付済であります。その後の課題につきましては、ホームページ掲示や郵送を利用してお知らせいたします。また、生徒の学習状況等の確認のため、学校から電話連絡等をさせていただくことがありますので、御理解いただきますよう、お願いいたします。
- 4 留意していただきたいことについて
 - (1) 臨時休業期間中の過ごし方について
 - ・ 現在、症状が出ていない場合についても、人の多く集まる所に行くことを避けてください。ただし、運動不足の解消や気分転換を図るために、近くの公園等で散歩やジョギングをするなどの活動を制限するものではありません。
 - ・ 三点（起床時間・学習時間・就寝時間）固定を心掛け、規則正しい生活を送らせてください。
 - ・ スマートフォンやゲームなど、過度な使用とならないよう、ご家庭においてお子様との話し合いを通じてルールづくりをしてください。
 - (2) 家庭学習について
 - ・ 臨時休業期間中は、自宅で過ごすことが基本となりますので、学校から課される課題等に計画的に取り組むとともに、家族の一員として家事の手伝い等に取り組むことができるようお願いいたします。
 - (3) 生徒の健康管理について
 - ・ 風邪の症状や37.5度以上の熱が4日以上続く場合、強いだるさや息苦しさがある場合は、保健センターに相談し、その指示内容に従ってください。
 - ・ 臨時休業期間中に新型コロナウイルス感染症に罹患した場合は、すぐに学校へ御連絡ください。
 - ・ なお、自宅においても、咳エチケットや手洗い等の感染症対策を、保護者の方も含め行うようにしてください。
 - (4) その他
 - ・ 学校に提出されている連絡先に変更がある場合は、必ず学校に御連絡ください。